

被災地の公的住宅セーフティネットでの
「孤独死」の発生および発見プロセス
— 東日本大震災における岩手県内の建設型仮設住宅の場合 —
Occurrence and Detection Process of "Solitary Death"
in the Housing Safety Net in the Disaster Area:
The Case of Constructed Temporary Housing in Iwate Prefecture
in the Great East Japan Earthquake

田中 正人¹
Masato TANAKA¹

¹ 追手門学院大学 地域創造学部

Faculty of Regional Development Studies, Otemon Gakuin University

The problem of solitary deaths in temporary housing, which attracted attention in the Great Hanshin-Awaji Earthquake, was repeated in the Great East Japan Earthquake. It has already been pointed out before the Great East Japan Earthquake that solitary deaths are not simply a problem of the elderly, and in the background is the trend of loss of opportunities for social contact due to unemployment and alcohol dependence. In order to stop this trend, the last existing contact opportunity, in short, the process of discovery, is an important clue. This paper examines this process.

Keywords : *The Great East Japan Earthquake, Public Temporary Housing, Solitary Death, Community*

1. はじめに

本稿は、被災地における公的な住宅セーフティネットのあり方を検討する作業の一環として、災害救助法に基づく仮設住宅入居者の「孤独死」の実態を把握するものである。東日本大震災（2011年）において、岩手県に供給された建設型仮設住宅を対象とする。

しばしば指摘されるように、「孤独死（孤立死）」に関する公式な定義は不在であるが、本稿ではいったん「単身者の単独での死」^{注1}を「孤独死」と捉えた上で、分析を通して定義上の論点を検討したい。

阪神・淡路大震災（1995年）で注目された「孤独死」問題は、東日本大震災においても繰り返された。発災から約10年間に発生した「孤独死」者数は、阪神・淡路大震災の仮設住宅で233人、災害公営住宅で396人、東日本大震災の仮設住宅で273人、災害公営住宅で341人に及ぶ^{注2}。

仮設住宅入居者の生活実態を捉えた研究は多い。特に「孤独死」に関連するものとして、阪神・淡路大震災を事例とした田中他（2010）は、被災地から地理的に遠い立地にある団地ほど孤立の進行がみられる点を明らかにしている。東日本大震災でも「多くの被災者が仮設住宅団地よりも震災前のコミュニティを重視していた」点が指摘されている（中島他 2015）。両者に共通する背景として、抽選入居方式の採用がある。また、丸尾（2019）は入居期間の長さをふまえた住宅性能の確保の必要性を指摘している。東日本大震災では、原則2年間の供与期間で退居した割合は10%に過ぎず、7年経過後にもピーク時の10%が残ったままとなっている。

他方、仮設住宅の選択肢は増えた。東日本大震災では地域事業者の参入による木造仮設（松下他 2013）や民間賃貸住宅を活用した、いわゆる「みなし仮設」の普及があった。高齢者に配慮した「ケアゾーン」などを導入す

る試みもあった（富安他 2013）。また発災当初から、被災者支援総合交付金による高齢者等の生活相談・見守り事業が行われてきた。すなわち、東日本大震災における仮設住宅は、入居方式や解消に向けた課題を抱えながらも、新たなバリエーションが模索され、とりわけ高齢層に強い配慮が向けられてきたと言える。

これらの実践は、はたして被災者の孤立をどこまで抑え得たのだろうか。田中（2022a）によれば、「孤独死」の発生件数自体は、阪神・淡路大震災と比べてはつきりとした減少傾向を示してはいない。その要因としては、第1に、「単身者の単独での死」のすべてが、誰にも存在を認知されない「社会的死」の帰結ではないという点がある（呉 2021）。東日本大震災後に展開されてきた実践の数々を適切に評価するためには、「孤独死」の実相をより精緻に分析する必要がある。第2に、「孤独死」者の全体に占める非高齢層の比率の高さがある（田中 2022b）。「孤独死」が高齢者問題に収斂しないことはすでに東日本大震災以前から指摘があり、背景には失業とアルコール依存による社会的接触機会の喪失という流れがある（上野他 1988、田中他 2010）。この流れを止めるためには、最後に存在した接触機会、すなわち発見の経緯が重要な手がかりとなる。そこで、本稿は「孤独死」の発生実態とともに、発見に至るまでの経緯を読み解き、社会的接触機会を維持するための論点を探る。

2. 研究方法

東日本大震災の仮設住宅は、岩手県内では「建設型」13,984戸に対し、「みなし仮設」が約3,638戸（ピーク時、民間賃貸住宅＋公営住宅等）提供されている。「建設型」は6市5町2村に分布し、団地数は319を数える。2020年3月末に建設型仮設住宅、みなし仮設ともに入居者が0人になった（岩手県復興局生活再建課）。

本稿は、これらのうち建設型仮設住宅を調査対象とする（以下、仮設住宅という記載は建設型仮設住宅を指す）。2011年から2020年末までの「孤独死」を扱う。

原資料は、岩手県警による「検視報告書」である^{注3)}。「検視報告書」はむしろ非公開の文書であるが、所管する捜査一課との複数回にわたる協議を経て、開示可能な項目についてデータ提供を受けた。結果として「孤独死」として扱う事例は72件となった。以上をもとに、表1の項目についてデータベースを作成し、統計分析を行う。

表1 分析データ項目

1) 被災者属性	2) 孤立状況	3) 発見の経緯	4) 住宅特性
年齢・性別	死後経過日数	発見年月	住宅戸数
仕事・給与	近親者	発見場所	建て方
年金・生活保護受給	婚姻歴	きっかけ	構造
通院	団地内近親者	端緒となった人	階数
死因	公的見守り対象		居住階
アルコール依存傾向			集会所・談話室

3. 結果

(1) 「孤独死」の発生動向

仮設住宅での「孤独死」は2011年の発災年から毎年10件前後で推移し、2016年以降、明らかな減少に転じる（図1）。2020年3月末に仮設住宅が全面解消される前年の2019年に0件となった。ところが入居戸数当たりの「孤独死」の発生件数（発生率）をみると（図2）、2015年以降、顕著な高まりが確認できる^{注4)}。発災から4年後までは概ね0.1%（1,000人当たり1人）で推移していたが、5年目（2016年）には0.2%を超え、7年目（2018年）には0.35%に及んだ。入居者数の減少、すなわち仮設暮らしから離脱する動きの活発化に反比例し、長期間取り残された被災者の孤立の深まりが伺える。

この間の発生件数の総数を性別・年齢階層別にみると（図3）、総じて男性に偏っており、65歳未満の非高齢層に関しても、まったく例外的ではないことがわかる。女性の場合、75歳以上が56.5%を占めるが、男性の場合、75歳以上は10.2%にとどまり、逆に65歳未満が半数以上に及んでいる（図4）。30歳代・40歳代も20%みられる。死因別の割合をみると（図5）、自殺が23.6%、病死が72.2%となっている。自殺は50歳代以下の「孤独死」に占める割合が高いが、65歳～74歳にもみられる。

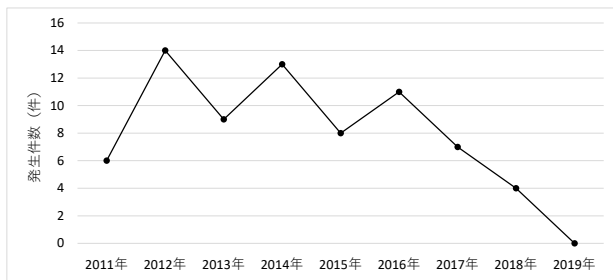


図1 「孤独死」の発生件数の推移

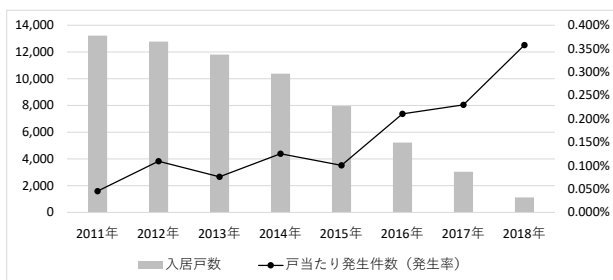


図2 「孤独死」の発生率の推移

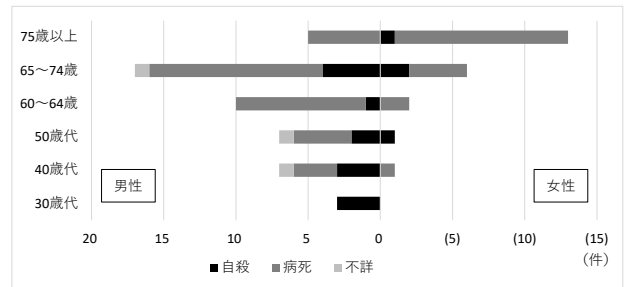


図3 性別・死因別「孤独死」発生件数

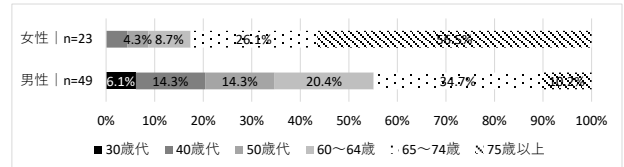


図4 性別・年齢階層別割合

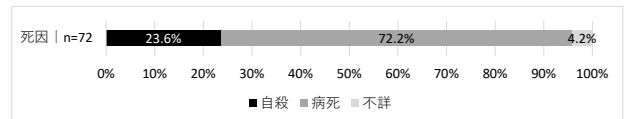


図5 死因別割合

仮設住宅における「孤独死」は、総じて男性への偏りがみられること、非高齢層が相当の割合を占めること、その中には40歳代以下の若年層も含まれること、幅広い年齢階層に自殺を死因とするケースが含まれることを特徴として挙げることができる。こうした特徴は、阪神・淡路大震災の仮設住宅における「孤独死」の発生実態と類似する（額田1999, 上野他1998, 田中他2010）。

(2) 死後経過日数

神戸弁護士会（1997）が指摘したように、「孤独死」問題の本質が孤独な死ではなく孤独な生にあるとすれば、この現象の核心に迫るためには、「孤独死」者の生前の社会関係を理解する必要がある。ただそれを遡及的に捕捉することはきわめて困難である。そこで案件ごとの死後経過日数（発見日時と死亡推定日時の差分）に着目したい。死後、発見までの経過が長いほど、生前の社会関係は脆弱であったと考えられる。もっとも発見の経緯にはさまざまな偶然が折り重なっていると推察され、一律にその考え方が成り立つわけではない。ここでは「検視報告書」に記載された、発見の端緒に関する定性的な情報をあわせて参照し、生前の状況の理解に接近したい。

死後経過日数は、0日（死亡当日）から90日まで、相当の幅がある^{注5)}。注目すべきは、若年層ほど経過日数が長い、すなわち発見が遅れるという点である（図6）。またその傾向は、男性ほど、発災から時間が経過するほど顕著になる（図7）。発災から5年未満に生じた男性の「孤独死」は数日以内に発見されるケースが中心であるのに対し、5年以上を経て生じた「孤独死」は、10日近くまで延びている。

発生時期の違いをくわしくみると（図8）、発災から時間が経過するにしたがって、「孤独死」者の高齢化と若年化が同時に生じていることがわかる。500日が経過するまでの分布は40歳代半ばから約80歳のあいだであったが、2000日を超えるころには、30歳代から90歳代へと徐々に年齢層が拡大している。これらのデータは死亡時の年齢であるため、高齢化が進むのは自然な傾向だと考えられるが、若年化はむしろ時間の経過に逆行して

おり、被災時の年齢に遡れば、若年化の傾向はより顕著に生じていることになる。死因に注目すれば、高齢化の動きは病死によるものであるのに対し、若年化は自殺が中心である。

発生時期と死後経過日数の関係を見ると（図9）、発災から1000日目までは、長くても1週間以内に発見されている。ところが1000日を超えると、発見まで20日以上を要するケースがあらわれる。特に2000日前後を過ぎたところから発見が際立って遅れるケースが目立ち始める。

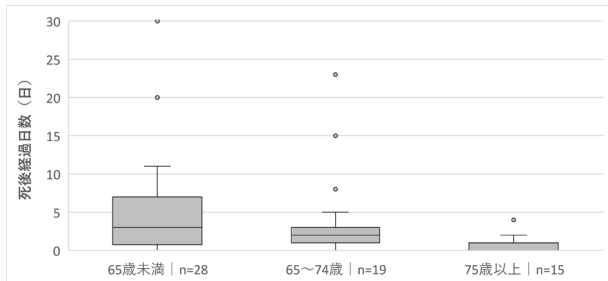


図6 年齢階層別死後経過日数の分布

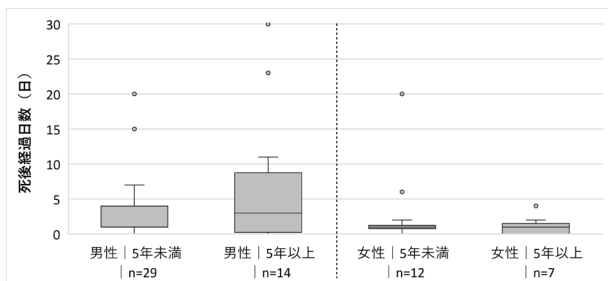


図7 性別・発災後経過日数別死後経過日数の分布

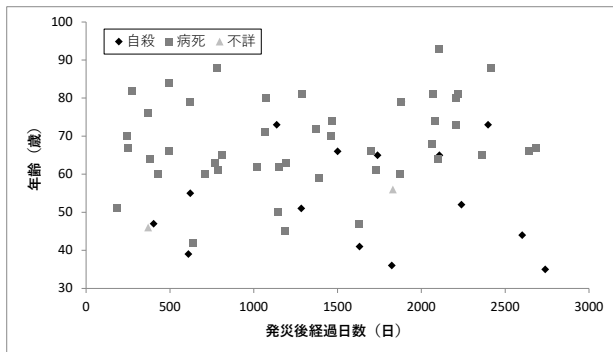


図8 年齢別・死因別発生時期の分布

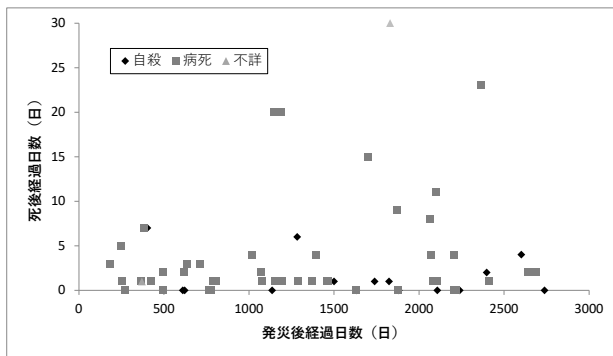


図9 死後経過日数別・死因別発生時期の分布

(3) 発見の経緯

死後経過時間の長短は、発見に至った経緯との関連が予想される。「検視報告書」に記載された情報をもとに、

その経緯を整理すると、次の5つに分類される。第1に、職場に来ない、あるいは予約のあった日に通院がないなどをきっかけとする「来訪不在」、第2に、親族やヘルパーなどが訪問した際に返事がないといった「訪問時の応答不在」、第3に、自治体職員や自治会役員らによる訪問活動の際に返事がないといった「見守り時の応答不在」、第4に、近隣や通りすがりの宅配業者らが居室内の異変を察知し、発見に至った「室内の不審覚知」、第5に、電話等が繋がらないことで安否確認要請があり、発見に至った「連絡時の応答不在」である。こうした発見の経緯は、死後経過日数および年齢とも関連がみられる（図10、図11）。表2に特性を整理した。

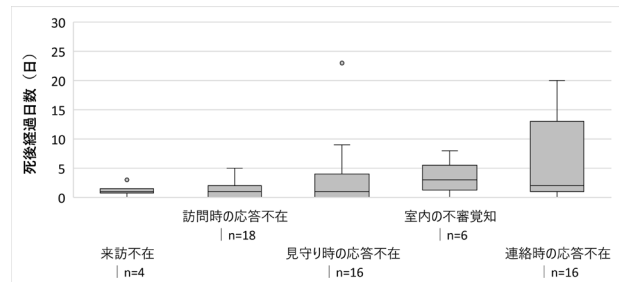


図10 発見の経緯と死後経過時間

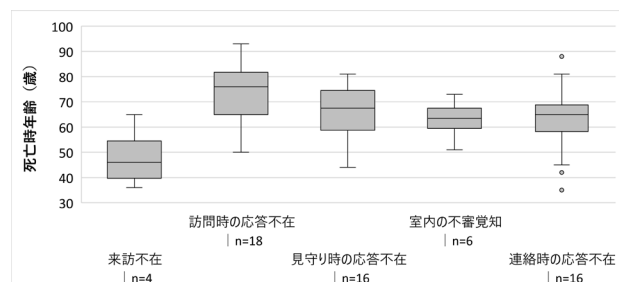


図11 発見の経緯と年齢

「来訪不在」によって発見されたケースは、40～50歳代を中心とし、覚知の主体は勤務先や通院先である。定期的な訪問先との関係性を維持していた中での「孤独死」であり、早期発見に至っている。少なくとも形式上は社会的に孤立していたわけではなく、別の深刻な要因があったと考えられる。

「訪問時の応答不在」によって発見されたケースは、70歳代を中心とし、覚知の主体は親族や知人、ヘルパーである。定期的な来訪者との関係性を維持していた中での「孤独死」であり、個人的なつながりによって早期発見に至っている。

「見守り時の応答不在」によって発見されたケースは、60～70歳代を中心とし、覚知の主体は行政や社会福祉協議会の職員、自治会の役員である。定期的または断続的な見守りの対象であったとみられ、制度的なつながりによって、相対的には早期の発見に至っている。

「室内の不審覚知」によって発見されたケースは、60歳代を中心とし、覚知の主体は偶然通りかかった近隣住民や知人、宅配業者等である。当事者宅への訪問を機としない、室内の状況の視認に基づく偶発的な発見である。

「連絡時の応答不在」によって発見されたケースは、50～60歳代を中心とし、覚知の主体は親族や行政職員、社会福祉協議会や自治会役員などさまざまである。日常的な訪問者や来訪先が不在であり、定期的な見守りに対しても対象外であったとみられる。社会的に孤立してい

たケースを含んでおり、大幅な発見の遅延が生じている。室内の状況の視認も困難であったと考えられる。

表2 発見の経緯ごとの特性

発見の経緯	主な覚知主体	主な年齢層	特性
来訪不在	勤務先・通院先	40～50歳代	定期的な訪問先との関係性を維持 社会的に孤立していたわけではない。早期に発見
訪問時の応答不在	親族・知人・ヘルパー	70歳代	定期的な来訪者との関係性を維持 個人的なつながりによって。早期に発見
見守り時の応答不在	行政・社協・自治会	60～70歳代	定期的または断続的な見守り支援の対象 制度的なつながりによって。やや早期に発見
室内の不審覚知	近隣・知人・宅配業者等	60歳代	訪問を機としない偶発的な覚知の機会の発見 室内の状況の視認によって発見
連絡時の応答不在	親族・行政・社協・自治会他	50～60歳代	訪問者の不在。定期的な見守りの対象外 室内の状況の視認困難。大幅な発見の遅延

4. 考察とまとめ

本稿では、岩手県警察本部捜査一課による「検視報告書」のデータをもとに、県内に供給されたすべての建設型仮設住宅における「孤独死」の実態を読み取ってきた。特に、その発生と発見の経緯に注目し、分析を行った。主な論点を整理する。

第1に、「孤独死」者に占める非高齢層の割合の高さと若年化の進行である。阪神・淡路大震災の仮設住宅においても非高齢層が一定割合を占めることが指摘されてきたが、東日本でも同じ傾向がみられる。さらに、発災からの時間の経過とともに若年化する点についても明らかになった。背後には、就業／失業の影響があると推察されるが、その状況は捕捉できていない。また就業機会の獲得には入居する仮設住宅の立地が関係すると考えられるが、こうした点についても追跡が必要である。

第2に、入居の長期化に伴う孤立の深刻化である。発災からの時間の経過とともに、前述の若年化の傾向に加え、死後経過時間の長期化（発見の遅延）傾向がみられた。こうした次の住まいへの移行が困難なケースとは、そもそも社会関係から切り離された境遇にあることが推察される。換言すれば、社会関係を取り戻すためには、次の住まいへの移行こそがその手がかりとなり得る可能性が示唆される。だとすれば、生活再建の拠点となる住まいの選択肢をいかに提示できるかが問われる。

第3に、制度的つながりの有効性である。とりわけ高齢層においては、見守りを契機に早期発見に至るケースがきわめて多い。当事者にとって、発見の早さは本質的な意味を持たないが、ただ発見の早さが生前におけるつながりの持続、ひいては日常的な安定を意味するならば、少なくとも高齢層にとっての見守り体制の意義は疑うところがない。

第4に、仮設住宅の建築的形態のあり方である。端的には、接地性や室内環境の視認性の高さが、偶発的な発見の契機の有無を制御していることがうかがえる。この点も、単なる発見の早さというよりも、外部との弱いつながりが保障されることによる、生前の日常的な安定性への寄与を示唆していると考えられる。居室内外の関係を作り出す平面計画や外構、構造など、より仔細な空間特性の把握が求められる。

謝辞

本研究はJSPS 科研費 17K06736, 21K04407 の助成を受けて実施した。調査の遂行にあたっては、岩手県警察本部捜査第一課の方々にも多大なご協力をいただいた。記して謝意を表する。

補注

- 注1) 「単身者の単独での死」がすべて尊厳なき不遇な死ではなく、また「単身者の単独での死」には含まれない「孤独死」もあり得る。データの捕捉上の限界から、本稿は「単身者の単独での死」を対象としつつも、これらの点に留意した考察を試みる。また、死因についても議論があるが、本稿では、被災者の社会的孤立に注目することから「事故死（自過失）」は除外する。他方、「自殺」は対象に含めている。その理由は、額田（1999）が「緩慢な自殺」と呼んだように、「病死」であったとしても治療を放棄した状態がつづいた結果としての死と「自死」との線引きは困難と考えられるからである。
- 注2) 各県警のデータに基づく。なお、阪神・淡路大震災は兵庫県、東日本大震災は岩手県・宮城県・福島県の3県である。
- 注3) 単独での死亡案件に関しては、監察医制度のある東京や神戸の場合は警察による「検視報告書」のほかに「死体検案書」が作成されるが、東北地方には監察医制度が存在しないため、「検視報告書」のみとなっている。
- 注4) 入居戸数は、岩手県復興局生活再建課による各年末の数値。
- 注5) 死亡推定時刻の判定は、死亡から時間が経つほど一般的に困難であり、たとえば「10～15日」といった評価もあり得る。本稿が元にして「検視報告書」においても、そうした幅を持った記載がいくつかみられた。その場合は、単純に平均値を採用した。また「1週間程度」「1ヶ月程度」という記載の場合は、それぞれ「7日」「30日」と読み替えている。

参考文献

- 1) 岩手県復興局生活再建課「応急仮設住宅、みなし仮設住宅の被災者の状況」（各年度版）
- 2) 上野易弘他（1998）「震災前後における神戸市内の独居死の比較検討」『神戸大学都市安全研究センター研究報告』2号, 279-284
- 3) 神戸弁護士会（1997）「阪神・淡路大震災と応急仮設住宅：調査報告と提言」<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/directory/eqb/book/6-145/index.html>（2022年6月29日アクセス）
- 4) 田中正人（2022a）「災害公営住宅は被災者の孤立にどうアプローチすべきか？」『住宅会議』115号, 14-19
- 5) 田中正人（2022b）「被災地の公的住宅セーフティネットにおける「孤独死」の実態と空間特性の影響——阪神・淡路大震災と東日本大震災の事例を通して」『都市住宅学会研究発表論文集』2022年度, 14-21
- 6) 田中正人・高橋知香子・上野易弘（2010）「応急仮設住宅における『孤独死』の発生実態とその背景——阪神・淡路大震災の事例を通して」『日本建築学会計画系論文集』75巻 654号, 1815-1823
- 7) 富安亮輔他（2013）「コミュニティケア型仮設住宅の提案と実践」『日本建築学会技術報告集』19巻 42号, 671-676
- 8) 中島正裕他（2015）「宮城県石巻市における仮設住宅団地の生活実態——東日本大震災発生から1年半後のコミュニティに着目して」『農村計画学会誌』34巻 2号, 167-176
- 9) 額田勲（1999）『孤独死』岩波書店
- 10) 呉独立（2021）『「孤独死現象」の社会学——実在、言説、そしてコミュニティ』成文堂
- 11) 松下朋子他（2013）「東日本大震災における応急仮設住宅供給への地域事業者参画の検証」『土木学会論文集A1（構造・地震工学）』69巻 4号, 1060-1066
- 12) 丸尾容子（2019）「東日本大震災から7年経過時の仮設住宅入居者の状況」『室内環境』22巻 1号, 65-72